

建設経済常任委員会記録

| | |
|-------|---|
| 開催年月日 | 令和元年 12 月 5 日（木曜日） |
| 開催時間 | 午前 9 時 00 分～午前 10 時 03 分 |
| 開催場所 | 第 1 委員会室 |
| 出席委員 | 杉崎委員長 小泉委員 天利委員 柳田委員 太田委員 柳下委員 山蔦委員 山田委員 吉田委員 関口議長 |
| 欠席委員 | 細川副委員長 |
| 説明者 | 黒木都市建設部長 富田道路課長 栢沼副技幹 飯塚主査 吉岡主事 大野主査 彦坂主査 山本主査 畠山都市計画課長 金子技幹 野呂主査 |
| 案件 | (付託議案) 1. 議案第 64 号 町道路線の認定について (継続陳情) 1. 陳情第 11 号 川とのふれあい公園サッカー場に関する陳情 |
| 議会事務局 | 新藤議会事務局長 亀井議会事務局次長 波多野主任主事 |

午前9時00分 開会

【杉崎委員長】 皆さん、おはようございます。常任委員会最後、建設経済常任委員会、お疲れのところ朝からお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまより建設経済常任委員会を開催いたします。

なお、細川副委員長は、本日お休みということでございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件、継続陳情1件になりますので、よろしくをお願いいたします。

本日の進め方については、次第のとおりですが、付託議案の審査、継続陳情の審査の順で行ってまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。また、議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第64号 町道路線の認定についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 皆さん、おはようございます。本日は付託議案第64号 町道路線の認定について、ご審議をお願いするものでございます。説明につきましては、道路課富田課長より、質疑に対しましては同席職員で対応させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【杉崎委員長】 富田道路課長。

【富田道路課長】 おはようございます。それでは、案件1、議案第64号 町道路線の認定につきまして、ご説明申し上げます。タブレット01-2 参考資料箇所写真をごらんください。この資料は、現場写真を添付しております。今回認定をお願いいたします路線は、開発行為による帰属路線6路線で、総延長といたしまして689メートルについて、道路管理を明確にするために認定をお願いするものでございます。

タブレットの27分の2ページをごらんください。認定路線の全体位置図でございます。

次に、27分の3ページをお願いします。一之宮117号線は、起点は、目久尻川にかかる河原橋を約20メートル北側に進んだ一之宮山60号線となり、終点は、北西に突き当たるまでの延長47.6メートルとなっております。幅員は4.0メートルから5.0メートルでございます。

次に、現況写真でございます。27分の4ページは起点から中間点を、27分の5ページは中間点から終点を、27分の6ページは、終点から起点を見た現況写真でございます。

次に、27分の7ページをお願いします。一之宮118号線は、起点は、南部文化福祉会館を約50メートル南側へ進んだ一之宮15号線となり、終点は、北に突き当たるまでの延長154.3メートルとなっております。幅員は4.0メートルから6.0メートルでございます。

次に、現況写真でございます。27分の8ページと27分の9ページは起点から中間点を、27分の10ページは中間点から終点を、27分の11ページは、終点から中間点を見た現況写真でございます。

次に、27分の12ページをお願いいたします。岡田131号線は、起点は、小谷交差点を約30メートル南側へ進んだ岡田63号線となり、終点は、北に突き当たるまでの延長33.8メートルとなっております。

幅員は4.5メートルでございます。

次に、現況写真でございます。27分の13ページは起点から中間点を、27分の14ページは、終点から起点を見た現況写真でございます。

次に、27分の15ページをお願いします。小谷58号線は、起点は、小谷第5分団を約100メートル東へ進んだ小谷7号線となり、終点は、南に突き当たりU字型で北上する延長347.4メートルとなっております。幅員は4.5メートルから6.5メートルでございます。

次に、現況写真でございます。27分の16ページは起点を、27分の17ページは中間点1から中間点2を、27分の18ページは中間点3から中間点4を、27分の19ページは、中間点4から終点を見た現況写真でございます。

次に、27分の20ページをお願いします。小谷59号線は、起点は、小谷地域集会所を約100メートル西へ進んだ小谷7号線となり、終点は、南につき上がるまでの延長50.9メートルとなっております。幅員は4.5メートルでございます。

次に、現況写真でございます。27分の21ページは起点から中間点を、27分の22ページは、中間点から終点を見た現況写真でございます。

次に、27分の23ページをお願いいたします。倉見151号線は、起点は、倉見大村地内の倉見10号線となり、終点は、北に突き当たるまでの倉見12号線までの延長53.0メートルとなっております。幅員は4.5メートルでございます。

次に、現況写真でございます。27分の24ページと27分の25ページは起点から終点を、27分の26ページは終点から起点を、27分の27ページは、終点を見た現況写真でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

柳下委員。

【柳下委員】 幅員の件なんですけれども、起点から終点までの道路の長さによって幅員を決めるということが開発要綱によって決められているということなんですけれども、今どこもかしこもどうか、300坪とか、大きな土地が手放されて、至るところで開発しているんですけれども、要綱に基づかない地形とか、開発の仕方によって幅員が違うとか、そういったことがあるのでしょうか。この認定に関してではないのですが、そういったことが行われた、あるいはそういった場合もあるとか、そういったときはどういう場合に幅員を変えることができるのでしょうか。

【杉崎委員長】 富田道路課長。

【富田道路課長】 ただいまの質問なんですけれども、延長によって幅員が変わるという基準はあります。ただ、開発の地形やら状況によっては、町としても、できるだけ広くとってくれというお願いはしてありますので、基準があるのは最低の幅員になりますので、現場状況によっては道路課からお願いして、50センチでも1メートルでも、できるだけ広くとってもらうような形で、指導まではいかないんですけども、相談、お願いはしてあります。

以上です。

【杉崎委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 それと、町は、独自の要綱をつくらず、ずっと県の要綱に基づいてのあれですけど、他自治体はどうなのでしょう。私は、道路のみならず、町の地価は、狭いとか何とかというと、住環境と、それから使い勝手ということで、寒川全体として、価格は確かに、業者ですから、安くやって、買うほうもそれによって選ぶんですけど、全体としての町の住まい方が、防災の件もそうだし、災害時のこともそうだし、独自に要綱を変えるということは必要ないのでしょうか。変えるというか、つくる、町全体の道路の行政のあり方として、その点について教えていただけますか。

まとめます。要綱の町独自のものをつくるということは考えていませんかという質問です。

【杉崎委員長】 黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 道路に限らず、町内の土地利用的な全体的なお話ということでございますけれども、現在開発の関係につきましては、今おっしゃられたとおり、町の開発指導要綱に基づいて進めており、寒川の場合は、特定行政庁が神奈川県になりますので、開発の関係は神奈川県で審査、許可等をしているところでございます。今、柳下委員がおっしゃった、これは他の自治体でいきますと、まちづくり条例というものをつくった中で、できる範囲の規則というか、そういったものをつくっていることは我々も承知してございます。この辺に関しましては、以前も一般質問でも質問いただいたところでございまして、まちづくり条例的などは今後考えていくということで予定してございますので、ひとつご理解をお願いしたいと思っております。

【杉崎委員長】 開発行為に関しましては都市計画課ですので、また違う場面で議論をお願いしたいと思っております。他にございますか。

小泉委員。

【小泉委員】 今回の町道の中で倉見151号線でお伺いしたいのが、ここは、たしか私の認識違いでなければ、教育委員会で発掘調査をやって、その後に開発されたところじゃないかなと思うのですが、そうした際、発掘調査後って、どういうふうに、それで、発掘調査して、たしか昔の住居の杭とかが何個か発見されたとか、そういうところだったんじゃないかなと思うんですが、そういった発掘調査後の開発というのは、指導とか、そういうのはあるのかということと、さらにこの場所は、場合によっては、目久尻川のすぐ横のあたりですので、浸水等はこの周辺はよく発生するところかなと思っておりますが、そのあたりで道路に関して、例えばどれぐらいの降雨量にも耐えられるような設計にしないといけないとか、そういったところで基準等があるのか、その2点をお伺いします。

【杉崎委員長】 小泉委員、1点については都市計画課、あくまでもきょうは道路認定なので、道路に関するものでお願いしたいと思っておりますが、またほかでお願いしたいと思っております。じゃ、2点目の1点だけお願いします。

栢沼副技幹。

【栢沼副技幹】 雨水の関係なんですけれども、当箇所につきましては、南側の道路に側溝がない箇所になりまして、そういう箇所でありましたので、時間50ミリの雨水が道路上に降ったときに必要となる浸透施設を側溝の機能に持たせる形で処理しておりますので、そういう形になっています。

【杉崎委員長】 他にございますか。

太田委員。

【太田委員】 1点だけ確認させていただきたいと思っております。以前にも質問して、多分そこは大丈夫だとは思いますが、こうやって開発がされていく中で、カーブミラーの設置はきちんと要請されているんだと思っておりますけれども、今回もこれだけ多くの住宅ができる中で、出入りのところに多分お願いはされていくのかなと思っておりますけれども、そういった理解でよろしいのかどうか。実は、いろんな開発をしているところで、ついてはいるけれども、道路事情が変わっていく中で、かなり危ない箇所が増えてきているというご相談を多くいただく機会が増えているので、その辺は、今回開発について設置されているかどうか確認させてください。

【杉崎委員長】 これも町民安全課かと思うんですが、道路課で把握していればお答えいただけますか。

栢沼副技幹。

【栢沼副技幹】 カーブミラーの設置状況なんですけれども、基本的には全箇所で見道との交差点には協議をつけていただきたいという話はさせていただきまして、今回ついていない箇所が小谷59号線

と先ほどの倉見151号線、倉見151号線につきましては、北と南それぞれ接続しているんですけども、北側が用地が確保できないということで設置できておりませんので、あとほかの箇所につきましては、現道との交差点箇所につきましては、協議の上設置していただいている状況でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

天利委員。

【天利委員】 1点だけ教えていただきたいんですが、タブレット27分の7、一之宮118号なんですけど、図面を見ますと、2つに下のほうに道路が出てきていると思うんですけど、この道路というのは、車返しというのは、これは認定されているので、必要じゃないということなんですけど、こういう場合は車返しは必要じゃないのか、それをお伺いしたいのと、あと、町道はこれだけ認定されていて、今の時点で町道はどのくらいの全長があるか、それだけ教えていただきたいんです。

【杉崎委員長】 栢沼副技幹。

【栢沼副技幹】 自動車展開場の話なんですけども、一之宮118号線の4メートル道路につきましては、図面の左側の箇所、短いほうなんですけども、延長が25.3メートルで、右側の長いほうが30.1メートルの延長になっておりまして、自動車の展開場をつける要件としましては、全長が35メートル以上の箇所について設けなさいという形になっておりますので、ともに35メートル以下の箇所になりますので、今回の場合はついていないというような状況になっております。

【杉崎委員長】 富田道路課長。

【富田道路課長】 2点目のご質問なんですけども、町道路線に認定しているのは195キロ、そのうち舗装されているのが165キロという形、約なんですけども、そういう形になります。

以上です。

【杉崎委員長】 天利委員。

【天利委員】 舗装されていない部分もあるということなんですけども、これは今後どうされるのか、それをお聞かせください。

【杉崎委員長】 富田道路課長。

【富田道路課長】 その差分が舗装されていないという形になるんですけども、全体を認定しているのは岡田の田んぼの周りの道路とか、そういうところがありますので、そういうところはほぼ舗装されていないという形です。一部市街化区域でも舗装されていない、幅員が足りないとか、そういうところはありますけども、ですので、徐々に舗装されていなくて幅員があるようなところは整備していきたいと考えております。

【杉崎委員長】 天利委員。

【天利委員】 ありがとうございます。町道に認定されて、これから管理しなければいけないところがありまして、195キロでしたっけ。これが要望としてメンテナンスがこれから重要になってくるかと思っておりますので、町道に認定されたことですので、ここをしっかりと、予算の関係もあるとは思いますが、道路が一番重要だと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っておりますので、これは要望です。

【杉崎委員長】 富田道路課長。

【富田道路課長】 道路のメンテナンスは、道路課で舗装維持修繕計画に基づいてやっていきますので、あと、その予算と計画をあわせてやっていきたいと思っております。

【杉崎委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 倉見の151号線のところなんですけど、先ほどの話で雨水に関して浸透升を今敷設されているということなんですけど、これに関して、既存の道路がたしかU字溝がないところということ

で、大雨が降ると道路が川みたいになってしまうと地域の方も言われるんですけど、これから先この道路に関して、既存道路にもU字溝とか、排水の設備が必要になってくると思うんですけど、その計画というか、そういうものは、考えというのは何かありますか。

【杉崎委員長】 富田道路課長。

【富田道路課長】 倉見151号線に関しては、南側に道路側溝がついていないという形で、これから整備していこうという計画はあります。これから先に、こういう箇所なんですけど、開発区域外でそこがついていないから整備しろというのも、事業者さんをお願いするんですけど、なかなか実現していないという状況がありますので、そういう箇所で冠水するようなところは道路課で側溝をつけるなり、排水が流れるような、その辺は検討して対策していきたいと思っております。

【杉崎委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 これをもって質疑を終結いたします。お疲れさまでございました。暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

12月会議で建設経済常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についていかがいたしましょう。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、これより討論に入ります。議案第64号 町道路線の認定について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 討論なしと認めます。これより議案第64号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【杉崎委員長】 賛成全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

続きまして、継続陳情の審査に入りたいと思います。本陳情につきましては、9月第2回会議の当委員会におきまして、各委員より、さらに調査研究が必要とのことで、質疑、審査を継続させていただいております。本陳情の進め方についてですが、いかがいたしましょう。担当課の都市計画課で、終了後に陳情項目の内容について調査を行っております。もし皆さんがよろしければ、説明を担当課よりお願いと思うんですけど、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、担当課に入ってくださいから審査を進めてまいりたいと思いますので、暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、本陳情にかかる9月第2回会議以降の経過について、執行部より説明をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 それでは、9月以降の現地の調査であったり、それと協会さんと意見交換といえますか、そういったことも進めさせていただきましたので、状況をご報告申し上げます。

まず、近隣のサッカー場につきましては、平塚市さん、これは国管理区間でございますが、それと厚木市さん、これは県管理区間です。それとあと海老名市に状況等の確認をさせていただきました。

そうしましたところ、構造的なものとしましては、平塚の馬入ふれあい公園サッカー場につきましては、天然芝でコート周囲には排水溝が設置されているような状況とのことでございます。それでコート自体の排水については、自然勾配で今表面排水を行っているところです。厚木市の酒井スポーツ広場サッカー場がございしますが、こちらについては、寒川町の川ふれと同様に、草の状態と、あと土の状態、そんなところで特に排水施設は入っていない中で、表面の自然勾配で排水しているというようなところでございます。両公園とも、整備時の協議の詳細というのは、不明というようなことでお話をいただいています。厚木の酒井スポーツ広場サッカー場につきましては、昭和45年に県が整備し、その後、昭和54年に厚木市に移管されて、以下継続して使用しているというようなところでございます。海老名市の、参考になってしまうんですが、中野公園の人工芝グラウンドがございしますが、こちらは圏央道の整備に伴って、低内地に存在する形になるということで、人工芝の整備で、河川法の許可云々というよりも、一般的な整備が可能となっているというところでございます。

協会さんといろいろ話をしていく中で、芝の張りが1つのイメージとしてお持ちになっているという状況でございましたが、実際に県が管理しているほかの酒匂川の小田原であったり、そういったところについても、天然芝については、芝が施されている箇所がありますので、具体的な計画等が固まってくれば、その時点で協議をしていけば、芝の張りつけというのは可能であるのかなと今感じるところでございます。

それと、前回のお話でございました防球ネットの高さなんですけど、これについては、県に確認しましたら、高さの制限はないということなんです。ただ、設置するときに掘削したり、そういった固定物ではない、あくまでも移動できる施設が基本的な条件にはなるというところでございました。

それと、改めてのトイレであったり、そういったものの建屋の設置に関しては、あくまでも移動が可能なものというところでございます。ちなみに国の管理区間においては、年1回国で現地調査があって、その際には全てあるものを1回移動した形で検査を受けているところでございます。

今後の考え方というか、進め方なんですけれども、まずは整備するに当たっての費用的なものというのが一番大きな問題にはなつてこようかと思えます。そういった中で、サッカー協会さんとお話していく中では、サッカー協会さんでも、独自といいますか、町と我々管理者と連携した中ではございますけれども、日本サッカー協会の補助金、これもいろいろなメニューがあるというお話も伺っています。そういったものを適用していけるのかどうかというのも、サッカー協会さんでは今調査しているところでございます。

それとあわせて、具体的な整備の、何ができるとか、こういったものをつくりたいとか、そういったもののイメージが固まってくれば、また我々でも、そのイメージが許認的にどうであろうとか、そういったところの具体的な話というのも、県河川管理者とまたしていけるのかなと思っているところでございます。

それで、現状どんな形でまず対応していこうかというところなんですけど、まずは排水の、あそこは土になっていますので、水道をつくってみたいなと思っております。それも、あくまでも維持管理の範疇という作業で、まずは実際我々の手で水道を掘っていきなりたいなと思っております。それと、あと、隣にございます多目的広場、こちらについては、今実際犬のディスクドッグであったり、そういった競技の方がかなり頻繁に使われている状況がございします。その方々と場所の相互利用といいますか、そういった形もできれば、雨の降ったときには逆にサッカーさんで多目的を使っていたりとか、そういったこともできるのかなということで、犬の競技団体の方、今実際7団体ほどいらっしゃるんですけども、そういった方にお話を伺いました。そうしましたら、ディスクドッグとか、激しく犬がボールだったり、フライングディスクを追いかけて走って持ってくるような競技については、下が芝生でないと競技自体は難しいというお話はいただいています。それと、アジリティ競技というのがある

んですけれども、この団体の方に関しては、下が土であっても、そういった競技ができるというお話はいただいています。

ただ、いずれにしろ、犬の競技の団体の方につきましては、前年度の実績で98日の使用があつて、その中でも、多目的広場を東西に2分割して2団体が一緒に使っているという状況もあつて、かなりの頻度で利用されているということもございます。多目的広場は、利用が有料であつたりとか、そういった部分もあるんですけれども、事前の日程調整だったり、スペースの割り振りとか、そういったものも今後取り組んで考えて相互利用ができるような形もつくっていただければなと思つているところでございます。

以上、報告でございます。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。担当課でさまざまな角度から調査していただきましたが、今の説明に対しまして皆さんから質疑等がございましたら、お受けしたいと思います。

山蔦委員。

【山蔦委員】 現場視察したときにも私は指摘したんですが、3分の2の写真で、一番奥の排水溝が地面より高いところにあるんです、升が。左側は地面に升があるので、そこから排水できるんですけれども、一番奥にたまっているところに排水升はあるんですけど、排水柵のふちの高さが地面より上がっているんですか。だからこれだけ、もちろんこんなにたくさん水がたまればだめですけど、これぐらいであれば排水できるように、排水溝の形を変えればいけるように指摘したんですが、それについてはどうな検討をされたんですか。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 現地にあります排水溝といいますか、浸透升なんですけれども、あれが実際高くなっているというのは、多分経年で周りが下がったりという中で、ああいう状況になっているんだと思います。浸透升なんですけれども、あけて確認しました。そうしましたら、マンホールが中に埋設されている状況ではあるんですけども、升と升をつなぐ管というのは設置されていない状況なんです。なので、浸透升があるにこしたことはないんですけども、頭を下げて1カ所に水をおさめたとしても、それだけで改善できる状況ではないというところでございます。ただ、その升をいじるにしても、現実的には1回頭を取って、それで下から掘削してというのは、現状でいくと評価的にも難しい部分がありますので、頭の部分の高さを下げてあげるとか、そういった形は1つの解消していく形としては可能性があるなと思つているところです。

以上です。

【杉崎委員長】 山蔦委員。

【山蔦委員】 それだったら、そんなにお金がかからなくて当面改善できるような気がするんですけど、あまりそこまで考えていないんですか。すぐやるという考えはないということですか。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 今改善の策としてというところでいくと、あそこにたまる水がある程度、かなりのボリュームがありますので、それを排水していくという中で、先ほど申し上げました水道をまずは手がけていきたいなと思つております。お金がそれほどかからないというのも、実際にいけば確かかと思いますが、いずれにしろ、業者さんに発注したりということになりますので、まずは我々の手で施せる水道をつくって、低いところに排水していくという作業に取り組みたいと思つているところでございます。総合的な解消の中では、当然既存のものを利用していくというのが必要なことであるとは思つております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 水道をつくるというよりも、ここに水がたまることで、何年か前に200万円ぐらい使って溝の泥をかき出したということがあったんだそうですけれど、それは、1年たったらまたそこに水がたまるという地形上の状況だそうなんです。今、溝があるにもかかわらず、それが役に立っていない、つまり水が流れるようになっていない、例えばその中央公園の水が流れるようになった溝に土がたまって、それをかき出してということをやっていたんですけど、それと同じような状況をここでやっていると思うんですが、町が考えている水道をつくる、具体的にどのような工事をして排水を考えているのでしょうか。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 今のお話で、溝なんですけれども、溝自体は、既存の排水溝と言われる、それというのは、川とのふれあい公園のサッカーグラウンドの周囲には設置はされていない状況なんです。升はあるんですけれども、具体の溝の位置というのがあれなんです、我々の認識では、グラウンドの排水として使う既存の排水施設、溝というのは設置されていないと現場の確認の中でも把握しているところです。

それで、先ほどのお話の水道なんですけれども、グラウンドの高さをはかっているんですが、高さをはかった結果、多目的広場側のほうが地形で勾配が低くなっている状況が確認できました。実態として水がたまったときに、排水ポンプで水をかき出しているという状況もあるんですけれども、それについても、多目的広場側に排水先を持って行って排水している、そうするとある程度水ははける、当然低いところなんですけれども、そういった実態と高さをはかったことがありますので、まずは、表面が土なので、そこに土羽をすりつけるというんでしょうか。土を掘るような、溝をつくってあげるような、ただ、溝もあくまでも維持管理の範囲の話なので、最初、スコップなり何なりで掘って行って溝をつくっていくというイメージであります。

以上です。

【杉崎委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 排水溝の、これは伝聞なので、ここで本当に私が実際目で見えてありますということには言えないんですけれども、あるんです。あつて、担当課の方がそれをやったけれども、だから多分溝があつても土に今埋もれているのかもしれない。設計図があつたらいいかと思うんですけれども、確認ができると思いますが、それで、今水道をつくるとおっしゃったんですが、それをやっても、今回のような台風とかいろんなことで、またそこがすぐに土に埋もれる可能性はないのでしょうか。それだけ労力を使って、応急的な対策も必要かもしれませんが、根本的にずっと皆さんに使っていただくスポーツ広場としての機能を維持するためのことも含めて、検討はどのようにしていますか。これから具体については協会と考えるとおっしゃいますが、水道の件に関して誰がどのように、その費用も含めて今どのような具体的な案になっているのでしょうか。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 まず、水道なんですけれども、先ほどお話しさせていただきました。まずは人力、スコップで溝を掘っていく、それで実際に排水がいくのか、いかないのかというのを見きわめながら、イメージとしては、例えば幅1メートルぐらいのもので、周りの高さからは15センチ、20センチ低い皿形というんですか、そういったものをつくっていきいたいなと思っています。それをつくるに当たっては、重機等が役場にもありますので、そういったものを使いながら水道を設置したいなと思っています。

それで、あくまでも応急という話ではございます。その後、どういった整備かというものについては、本来かさ上げができれば一番いい形にはなろうかと思うんですけれども、その辺は具体的にどう

いった構造であればいけるのかな、その費用もかかってくる話になりますので、その辺も今後の進捗といいますか、どういった具体性が出てくるのか見ながら、根本的なところは対応していければなどとは思っているところです。

以上です。

【杉崎委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 これは工事は何メートルで、どのぐらいかかって水道ができるのでしょうか。いつ頃までにこれを完成させる予定ですか。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 水道につきましては、今日程等をいつやっというところで調整はしているところです。実際ある程度ペイローダー、重機といいますか、土砂を押せるものがあるんですけども、それを当初から投入してみたいなイメージもあったんですけども、先ほどの繰り返しになってしまいますが、まずは小さいものをつくって、その効果があるのかどうかというのを確かめようと考えています。小さい溝を掘る日程というのも今調整はしているところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

小泉委員。

【小泉委員】 先ほど天然芝に関しては、張りつけが可能ということで、張りつけというお言葉でしたので、シート状の天然芝を張りつけるということなのかなと、つまり芝を種をまいて育てるようなことではなく、シート状の天然芝を張りつけていくようなことを想定されているのかなと思ったんですが、それは、あそこの土地においては、河川法上可能だということでもいいのかどうか確認させてください。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 河川法の中でというお話なんですけれども、先ほどお話しさせていただきました小田原、同じ県管理の酒匂川なんですけど、そちらの中では、ポット内という形の苗を植えて整備しているという実態もございます。そういった中でいくと、具体的にこういうものを作りたいんだ、芝を張りたいんだ、張る準備というのもまだ一切ないところなので、具体的にどこで県にはまだ話しには行っていない状況ではありますけれども、実績として、芝を張ってあるグラウンドというのは河川のところでありますので、そういった意味で可能と、いけるだろうと思っているところでございます。

【杉崎委員長】 小泉委員。

【小泉委員】 ポット苗というのは、マット状のやつじゃなくて、恐らく植えてこういう感じで、それがだーっと埋まっている、いわゆるシート状の人工芝じゃないですけど、一般的に天然芝を張りつけるというのは、多分マット状になっているのをだーっと並べてというパターンだと思うんですけど、それとポット芝だとどうなのかな、ポット芝は多分花を植えているときのあれに近いイメージなんじゃないかなと思うんですけども、その辺を含めて、これからこの辺ができるかというのを検討されるということなんですか。かつ、芝生は恐らく天然芝となると、水はけのよさとかも相当重要になると思うので、先ほどおっしゃっていた水道をつくってから話には当然なるかなと思うんですが、その際、現時点で例えばこれぐらい費用がかかるのかなとか、想定とかがもしあれば教えていただければと思います。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 芝のシートであったりポットだったりとか、その辺の具体というのもの、まだこういった形というのはイメージは、どちらを使うかという選定というのはまだ比較もしていませんし、それが実際あそこの場所として成立するかどうかという検証もまだしていないところでござ

います。なので、それに伴ってといたしますか、関連してなんですけど、今お金のなところも詳細はまだ幾らぐらいのイメージというのはつかんではないところです。ただ、今後進めていく中で、先ほどの協会さんで今調べていくというサッカー協会さんのそういった補助金であったりとか、そういったものも調査していった中で、具体性が見えてくるのかなというようなところではございます。なので、総体的には何らかの形でサッカーの利用がしやすくなるような形態は整えていきたいと思っているんですけども、それに付随する費用であったり、具体の方向というのは、今後協会さんとお話しさせていただきながら、実現できるのかどうかというのを見きわめていきたいと考えているところです。

【杉崎委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 グランドの件ですけど、ここに水がたまるということは、実際えぐれている、下がっているから水がたまると思うんですけど、今出ましたけど、水道をつくるというのは、グラウンドのコートより外に水が流れるように排水をつくるということではよろしいでしょうか。それともう一つ、陳情で上がっていますが、設備、トイレとか、あと更衣室に関して、先ほど厚木とか平塚というのは移動できるものということで、検査があるときには、どけて検査を受けるということですけど、これに関して寒川町としては、どのような今後対応をしていく考えがあるのかというのをお聞きします。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 基本的には設置できるものは、あくまでも移動が可能なものでございます。先ほどの年1回の検査というものなんですけれども、それについては、神川橋から下流の国の管理区間においては、そういった検査があります。上流の部分については、年1回の定期的な検査というのは今実施されてはいない状況でございます。

以上です。

【杉崎委員長】 山田委員。

【山田委員】 神川橋の下流の国の管理のところは検査があるということです。上流はない、実際設備を設置するにしても、この間の台風みたいに冠水して、実は田端のグラウンドでも流されたということで、いろんなこともあるわけですけど、それに関しては、移動の可能なものを設置することは可能ということではよろしいのでしょうか。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 現状も川とのふれあい公園にある、規模の大きい小さいというのはありますけれども、設置しているものについては、基本的には移動が可能なものが設置されております。仮に今後設置していくとしても、同等なもののみというところになるかと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

太田委員。

【太田委員】 今まで説明をお伺いしていく中で、今回陳情が出てから、担当課でもさまざま協議していただいたり、具体的にどうやっていけば改善されるのかということを実際に動いていただいているんだなということがわかりました。私もこの件に関しては、4、5年前に一般質問した中で、その辺の回答をいただきながら、全く動いていなかったんだなということを感じてはいますが、本当にこれをしっかりと改善していく、今のお話だと、していくんだらうなという気持ちは伝わってくるんですけども、本当にこの川ふれのサッカー場を皆さんが、この間私たちが、あの後現地踏査に行ったときも、高齢者の方がグラウンドゴルフをされていました。サッカー場といいながらも、サッカーのみならずいろんな形で使われているあの場所は、町内の方のみならず、町外の方もあそこを利

用したいという方が、利便上北インターもできて、本当に利用しやすくなった環境の中で、あそこを今後やっていく、改善していく、改良していくつもりがあるのか、いま一度お伺いしたいなと思います。維持管理上の、言い方があれかもしれないんですが、小手先だけの改善だけではなかなか難しいかなと思うので、本当にしっかりと改善していくんだという気持ちが、覚悟があるのかなというのが、正直見えないので、そこをお伺いしたいのと、あと、今、山田委員もおっしゃいましたけども、おトイレとか、更衣室とかの部分、実は先日、建設経済常任委員会で視察に行った際に、倉敷の商店街の中にフリースペースみたいなところにトレーラー型のおトイレが設置されていました。こういうのもすごくいいな、ちょっと高くなっているんで、衛生的にもいいかなというところと、すごく使いやすいな、倉敷だったので、藏みたいな感じに施されていましたので、そういった意味では河川敷でもそういったものを利用してのトイレとか、更衣室というのも、移動ができるので、いいかなと思うので、そういうところも検討してみたいかなと思いますけれども、いかがでしょう。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 まず、1点目の本当に整備していく覚悟があるのかどうかというお話なんですけれども、今ここでそういったお話をさせていただいている状況でありますし、そんな中で何ができるのかなと考えているところです。そのための費用であったりとか、そういったものも今後調査していかなければいけないとは思っております。それでいて、その中で協会さんともお話ししていきながら、一緒にどんな方法があるのかなというのを見つけていきたいと思いますという意識でおりますので、そこについては進めていく、実現するかどうかまではお約束はできませんが、その方向に向けて取り組んでいくという覚悟は我々は十分持っております。

それと、トレーラー型のトイレでございますが、正直、増水していった移動が必要になった場合というのは、正直、移動の作業に関してもトレーラー型というのは非常に有効だなと思っています。今の状況であれば、それこそユニック車両を持っていて、トイレなりを積み上げて移動という形になりますので、先ほどのグラウンドをどういった形で整備していくのかと同じ枠の中で、個別でそこだけというわけではなくて、トレーラーも実現性があるのかどうかというのも一緒に見きわめていきたいなと思っております。

以上です。

【杉崎委員長】 太田委員。

【太田委員】 2点目の件は、ぜひ検討して見ていただきたいと思います。あとは、もちろんいろんな財源だったり、河川法の制約がある中でどういったことができるかという部分もあると思いますけれども、今寒川町で『「高座」のこころ。』をブランディングしてやっているわけなので、町民が『「高座」のこころ。』を感じていかなければ、いろんなところでお金がぼんと出されても、町民のために出せなければ、何のための『「高座」のこころ。』かなという部分もあるので、そういったところは全体的に捉えていながら、町民のためにどういったことができるのかということを考えながら、今後ぜひ実現に向けて取り組んでいただきたいなと思います。これは要望です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、これで質疑を終結いたします。お疲れさまでございました。暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

陳情第11号 川とのふれあい公園サッカー場に関する陳情についてでございますが、休憩中に皆さんからご議論いただいた中で継続ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、再度継続ということをお願いいたします。本陳情につきましては、さらに調査研究していくということですので、継続審査ということにしたいと思います。

それでは、本日の議題は以上で終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午前10時03分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年2月7日

委員長 杉崎 隆之